

# 生命保険金請求権の評価 — 遺留分減殺・特別受益の持戻しに即して

山本 哲生

(北海道大学教授)

## 1 序<sup>1)</sup>

保険契約者が他人を保険金受取人とする他人のための生命保険契約を締結した場合、生命保険が遺留分減殺の対象になるか、あるいは特別受益の持戻しの対象になるかについては、従来から議論が蓄積されている。同じことは、自己のためにする生命保険契約を締結したが、後に保険金受取人を指定した場合、あるいは保険金受取人を変更した場合にも問題となる。

これらの場合については、そもそも遺留分減殺や特別受益の持戻しの対象になるかどうかについて議論が対立しているが、対象になることは認めたとしても、どれだけの金額が対象となるかについてさらに議論がある。

このような状況で、近時、遺留分減殺と特別受益の持戻しのそれぞれにつき最高裁が判断を示した。これらについては、すでに多くの分析がなされているので、ここでは立ち入った検討はしないが、結論としては、保険金受取人の指定変更は民法1031条に規定する遺留分減殺の対象にはならないとされ<sup>2)</sup>、他方、特別受益の持戻しについては、

死亡保険金請求権は原則としては対象にはならないが、特段の事情がある場合には、特別受益に準じて持戻しの対象になるとされている<sup>3)</sup>。

私見では、保険契約者と保険金受取人間の対価関係に即して解釈すべきであると考えている<sup>4)</sup>。すなわち、第三者のためにする契約においては、要約者（＝保険契約者）と受益者（＝保険金受取人）間の対価関係において法律関係が存在していなければ、受益者の受益は不当利得となる。したがって、他人のためにする生命保険においては、保険契約者と保険金受取人間の対価関係における法律関係は何かを考える必要がある。対価関係において法律関係を認めることは擬制的であるとしても、保険契約者と保険金受取人の関係につき法的評価を加えたうえで、その評価に即して法規範の適用を考える必要がある。仮に何の法律関係も存在しないと評価されるのであれば、保険金受取人の受益は不当利得と評価されることになる。

理論的にいえば、遺留分減殺や特別受益の持戻しの問題は、対価関係がこれらの対象となる法律関係かどうかによって決まる。対価関係について、遺留分や特別受益の規定の適用があるかどうかを考えることになる。このように対価関係をどのように法的に把握するかが鍵となる。

結論のみいえば、対価関係は保険金請求権の生前処分と解すべきものと考えている<sup>5)</sup>。この場合、遺留分減殺や特別受益の持戻しの対象となる金額は、保険金請求権の価値ということになる。この点、通説では、相続開始時を評価の時点とすると解釈されているので<sup>6)</sup>、これに従えば、保険契約者と被保険者が同じである自己の生命の保険では、相続開始時には保険事故が発生しており保険金請求権は具体化しているので、保険金額が対象となると解される。

このような結論には批判も強い。しかし、前述のように、遺留分減

殺等の対象となる金額をいかに解するかは、理論的には対価関係の把握が基礎となる。対価関係を保険金請求権の生前処分と解することを前提とするならば、遺留分減殺等の対象金額の問題は保険金請求権の評価の問題ということになる<sup>7)</sup>。もっとも、評価の時点が相続開始時であることを動かさない限りは、評価額は死亡保険金の額となるので、その点では評価方法を問題とする余地はない。しかし、後述のように、対象額を保険金の額とすることについては批判も強い。そのような議論を考慮して、評価の時点を仮に相続開始前にずらすことが解釈論あるいは立法論として適切であるとすれば、その場合には保険事故発生前の保険金請求権の評価が問題となる。保険事故発生前の保険金請求権の評価は不可能であると考えられていたのかもしれないが<sup>8)</sup>、遺留分減殺等の対象額については長年意見が対立してきたことからすると、検討を試みる価値はあるように思われる。

また、評価の時点を相続開始前にずらすことは妥当ではないとしても、保険事故発生前の保険金請求権の評価が問題になることはありうる。他人の生命の保険の場合には、保険契約者と被保険者が異なっているため、被相続人である保険契約者が死亡した時点では被保険者は生存しており保険事故が発生していないこともありうる。この場合、遺留分減殺等の対象額は相続時点での保険金請求権の評価、すなわち保険事故発生前の保険金請求権の評価による。条件付権利の評価に関しては、遺留分については、家庭裁判所が選任した鑑定人の評価によるとの規定がある（民1029条2項）。したがって、この場合には鑑定人の評価によることになろうが、何らかの指針があった方が便宜である。このように、評価時を相続開始時とする解釈のままでも、保険事故発生前の保険金請求権の評価方法は問題となりうる。

そこで、本稿では、保険金請求権の価値の評価のあり方について若

干の検討を行うこととする。初めに、従来の遺留分減殺や特別受益の持戻しの対象額の問題において、いかなる議論がなされているかを簡単にまとめておくこととする。次に、保険金請求権の評価のあり方について若干の検討を行う。

- 注1) 本稿の執筆に当たり、オプション価格理論について京都学園大学経営学部石坂元一講師からご教示を得た。また、資料収集につき、東京経済大学経営学部柳瀬典由助教授から助言をいただいた。この場を借りて感謝申し上げたい。もちろん誤りがあればすべて筆者の責任である。
- 2) 最判平成14年11月5日民集56巻8号2069頁。
  - 3) 最決平成16年10月29日民集58巻7号1979頁。
  - 4) 山本哲生・事例研レポ185号(2004年)3頁。
  - 5) 山本・前掲注(4)4頁以下。
  - 6) 中川善之助＝加藤永一編『新版注釈民法(28)』(補訂版)(有斐閣、2002年)459頁(中川淳執筆)。
  - 7) 実際には、このような結論も含めて対価関係をいかに解することが妥当かが問題になるが、ここでは図式的に述べている。
  - 8) 山下友信「生命保険金請求権取得の固有権性」同『現代の生命・傷害保険法』(弘文堂、1999年)51頁、81頁参照。

## 2 遺留分減殺・特別受益の持戻しの対象額についての議論状況

この点については、周知のように、保険金額説のほかに、保険料説、解約返戻金額説、修正保険金額説があり、さらに近時では、保険契約の類型ごとに考察する説もある。

まず、基本となる4つの学説についてみていくが、理論的には対価関係の把握の問題になると考えているので、ここでは実質的な論拠を中心にみていくこととする。

## 生命保険金請求権の評価—遺留分減殺・特別受益の持戻しに即して

まず、保険金額説の根拠として次のようにいうものがある<sup>9)</sup>。被相続人が法定相続人の一人を受益者として生前に第三者のための契約で生計の資本に当てる目的で不動産を購入した場合は、持戻しの額は不動産の価額である。このような第三者のための契約は被相続人が不動産を購入してから相続人に贈与することを省略したものとみることができ、したがって、実質的に不動産の生前贈与である。持戻し財産の評価を相続時にすることから考えても、相続時の不動産価額を持戻しの対象とすることが公平にかなう。これと生命保険金を比較すると保険料の総額が代金で、不動産価額が保険金額に相当する。

もっとも、このような理由づけに対しては、保険料総額が遺留分減殺等の対象になるか、保険金額が対象になるかは結局は対価関係における法律関係をどう解するかの問題であり、対価関係が保険契約者が保険金受取人に代わって保険料を支出してやるという債務引受であるならば、保険料が問題となり、対価関係が保険金請求権の移転であれば保険金額が問題となるという指摘がなされている<sup>10)</sup>。この指摘は正当である。対価関係が不動産贈与と比較することが妥当なものであるかがまず問題となるのである。したがって、実質論としては、持戻し財産の評価を相続時にすることから考えても、相続時の不動産価額を持戻しの対象とすることが公平にかなうという点が意味をもつものといえよう。

なお、保険料説や解約返戻金額説の根拠として、被相続人の出捐という観点から論じられることがある。すなわち、保険料説からは、保険料が被相続人の財産的出捐であるとされる<sup>11)</sup>。解約返戻金額説からは、死亡直前に被相続人が契約解除して返戻金を取得し、これを相続財産中に残留せしめたにも関わらずこれをしないまま死亡し、それによって受取人たる相続人が保険金請求権を取得したのだから、解約

価格の限度で被相続人の出捐があったものとみることができるとされる<sup>12)</sup>。また、保険金額説への批判として、保険金は保険契約者たる被相続人の出捐ではないといわれることがある<sup>13)</sup>。

しかし、このような形で出捐に注目することが妥当かどうかも、結局、対価関係をどのように理解するかによることになる。対価関係が保険金請求権の移転であるならば、出捐は保険金請求権なのである。もちろん保険金請求権の価値をどう評価するかが問題になりうることは前述の通りであるが、評価時が相続時であるなら出捐の評価として保険金額が妥当することになる。

保険金額説に対する実質的な批判としては、結局、多額すぎる、保険金受取人の保護に欠ける<sup>14)</sup>という点に集約されるように思われる。そして、逆に、保険料説に対する実質的な批判としては、次のことがいわれる。契約締結から保険事故発生までの期間が短い場合を想定すれば、共同相続人間の実質的公平をはかるといふ本来の趣旨に合致しない<sup>15)</sup>。もし相続開始後1年以内に支払ったものだけに限定するとほとんど意味がない<sup>16)</sup>。保険金額は多額であるのに対して保険料は小額にすぎないため余り価値がない<sup>17)</sup>。さらに解約返戻金説に対する批判として、契約締結から保険事故発生までの期間が短い場合を想定すれば、共同相続人間の実質的公平をはかるといふ本来の趣旨に合致しない。しかも、保険料より低額となることが考えられるといわれる<sup>18)</sup>。

結局、保険金額では多すぎるが、保険料や解約返戻金の額では小さすぎるということであり、そのことから修正保険金額説が支持を集めているという状況のようである。修正保険金額説は、保険契約者が死亡時まで払い込んだ保険料額の保険料総額に対する割合を保険金額に乗じた額を対象額とするものである。修正保険金額説の根拠としては、もっとも受取人や共同相続人らの納得を得やすいことが正面から

述べられている<sup>19)</sup>。

この金額についての議論の状況は、結局のところ、生命保険金を遺留分減殺や特別受益の持戻しの対象とするべきか否かという問題における2つの考え方の対立が、金額という点でも出てきているものといえる。すなわち、一方で、生命保険は生活保障のためであること<sup>20)</sup>、および、生命保険金を遺留分減殺等の対象から外しても被相続人の通常の意味に沿うであろうこと<sup>21)</sup>が指摘される。他方、生命保険金額の多額さ、今日の生命保険契約は財産的色彩を濃厚にしており、今日でも生活保障目的での受取人指定がみられるが、次第に被相続人死亡後における受取人の生活保障の範疇を超えることになってきていることから、相続人間の公平のような観点から相続法の規律を及ぼすべきことが指摘される<sup>22)</sup>。これらの相対立する配慮が必要とされることから、相続法の規律を及ぼすべきかどうかの点においても、見解が激しく対立することになっているように思われる。そして、特別受益の持戻しの局面において、両者の調和を図ろうとする試みの1つが、持戻し免除の意思表示の利用などにより、事案に応じた適切な解決を図ろうとする見解であろう<sup>23)</sup>。

この相対立する配慮を、遺留分減殺等の対象金額という点で調和させようとする試みが修正保険金額説であろう<sup>24)</sup>。もっとも、修正保険金額説には理論的根拠はないことが指摘されている<sup>25)</sup>。対価関係に即して問題解決を図るべきであるとする私見からしても、修正保険金額説は理論的にはとれない。対価関係は原則として生命保険金請求権の生前処分であることを前提とすれば、調整を試みるとしても、それは生命保険金請求権の評価というレベルで行うことになる。

この点に関連して、解約返戻金額説の根拠として、次のようにいわれることがある<sup>26)</sup>。持戻しは共同相続人間の均衡を調整すべく、分割

## 生命保険金請求権の評価—遺留分減殺・特別受益の持戻しに即して

に先行する予備的操作として相続財産を再構成することを目的としているから、その前提条件として、契約者＝被相続人の死亡時における財産の現在価格を確定することを要する。そうであれば契約者が死亡時に解約したならば取得しうべき価格が持戻し額となる。これは保険金請求権の評価として考えているのではないように思われるが、考え方としては、仮に保険金請求権の価値が解約返戻金額であるといえるのであれば、解約返戻金額が対象となることが導かれることになる。

注9) 高木多喜男「相続の平等と持戻制度」星野英一＝森島昭夫編『現代社会と民法学の動向』(有斐閣、1992年)443頁、447頁。なお、山下・前掲注(8)80頁。

- 10) 藤田友敬「保険金受取人の法的地位(二)」法協109巻6号1059頁(1992年)。
- 11) 柳川勝二『日本相続法注釈上』(巖松堂書店、1918年)596頁、岩田健次「特別受益分の持戻について」関西大学法学論集13巻4＝5＝6号(1964年)205頁、220頁、久貴忠彦「生命保険金請求権の相続性・特別受益性」民研369号(1988年)9頁、19頁。
- 12) 近藤英吉『相続法論下』(弘文堂書房、1938年)1131頁、久貴・前掲注(11)20頁。
- 13) 安達龍雄「大阪地方裁判所決議録」民商42巻2号(1960年)273頁、278頁、岡垣学「生命保険金請求権と相続の関係」法学新報75巻10＝11号(1968年)123頁、152頁、久貴・前掲注(11)19頁。
- 14) 岡垣・前掲注(13)152頁、千藤洋三「生命保険金請求権の民法903条の特別受益性について」関西大学法学論集42巻3＝4号(1992年)809頁、829頁。
- 15) 特別受益に即して、久貴・前掲注(11)19頁。
- 16) 岡垣・前掲注(13)152頁、藤田・前掲注(10)1066頁。
- 17) 岡垣・前掲注(13)152頁、千藤・前掲注(14)829頁、前田陽一「生命保険金と特別受益・遺留分減殺」みんけん563号(2004年)3頁、5頁。
- 18) 久貴・前掲注(11)20頁、前田・前掲注(17)5頁。
- 19) 岡垣・前掲注(13)153頁、久貴・前掲注(11)20頁、千藤・前掲注(14)828頁。



## 生命保険金請求権の評価—遺留分減殺・特別受益の持戻しに即して

- 20) 大塚正之「特別受益の意義と範囲」判タ688号(1989年)50頁、52頁、西理「遺産分割理論の再構成(試論)」家月41巻10号(1989年)42頁、90頁、高木・前掲注(9)436頁。
- 21) 大塚・前掲注(20)52頁、千藤・前掲注(14)844頁、出口正義・判批・損保研究67巻3号(2005年)287頁、294頁。
- 22) 岡垣・前掲注(13)147頁、千藤・前掲注(14)823頁。
- 23) 高木・前掲注(9)448頁、千藤・前掲注(14)824頁(なお、同・判批・民商122巻6号(2000年)907頁、914頁)、山下・前掲注(8)94頁、同『保険法』(有斐閣、2005年)515頁、竹瀨修「保険金受取人の死亡と相続」倉沢康一郎編『新版 生命保険の法律問題』金判1135号(2002年)81頁、83頁、河森計二「保険金請求権と民法903条をめぐる問題点」北大法学論集56巻5号(2006年)2394頁、2383頁。
- 24) 安達・前掲注(13)278頁。
- 25) 山下・前掲注(8)95頁、竹瀨・前掲注(23)83頁。
- 26) 大森忠夫「保険金受取人の法的地位」大森忠夫＝三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』(有斐閣、1958年)1頁、59頁、有地亨「特別受益者の持戻義務(二)」民商40巻3号(1959年)395頁、411頁、遠藤浩「相続財産の範囲」家族法大系刊行委員会編『家族法大系VI』(有斐閣、1960年)174頁、180頁。

### 3 生命保険金請求権の評価

前述のように、対価関係は生命保険金請求権の生前処分であるとの立場を前提とすると、遺留分減殺などの対象額は理論的には、生命保険金請求権の評価の問題となる。これはさらに評価時点の問題と評価方法の問題に分けられる。もともと、評価時点が相続開始時であるとすると、被相続人が保険契約者かつ被保険者である場合には、評価方法は問題にはなりえない。すなわち、具体的な死亡保険金の額で評価されることになる。したがって、仮に前節でみた修正保険金額説がい

うように保険金額を対象とすることは適切ではなく、保険金額が対象となるという結論を回避しなければならないとすると、評価の時点の前にずらすことが必要となる。たとえば、処分の時点の評価時とすることが考えられる。もちろん、このような操作をするには生命保険については相続法の規律を及ぼすべきかどうかについて相対立する2つの配慮が必要とされるため、他の相続財産とは異なる特別の扱いをすることを認めることが前提となる。本稿では、この点の是非には立ち入らず、仮に政策的には遺留分減殺などの対象額を保険金額とすることは妥当ではないとした場合に、保険金請求権の評価という形で別の結論を導くことが可能かどうかについて、ごく簡単な考察を行う。

なお、遺留分減殺などの対象額を保険金額とすることが政策的には妥当ではないとすると、立法論としては、そもそも生命保険金請求権の価値にはこだわらず、たとえば修正保険金学説のような扱いを定めるということもありえなくはない<sup>27)</sup>。しかし、ここでは、できるだけ対価関係に即した処理をするべきであるという見地から、生命保険金請求権の評価により保険金額以外の結論を導くことができるかを考える。

評価の時点を前にずらすということは保険事故発生前の時点で評価を行うということである。つまり、保険事故発生により具体的な保険金請求権が発生する前の、条件付権利としての保険金請求権<sup>28)</sup>の評価を行うということである。

そもそもこのような段階で評価が可能かということがもっとも基本的な問題である。ここで1つ考えられるのは、オプション評価の利用である。保険はオプションと類似しているとの指摘がなされている。火災保険に即して単純にしていえば、たとえば、保険の目的物たる家屋（原資産）の価額が1千万円であるとして、保険期間1年の全部保

険だと、1年の間に家屋を1千万円で保険会社に売ることのできるアメリカン・プット・オプションを購入したとみる。火災が発生すればオプションを行使し、発生しなければオプションは放棄される<sup>29)</sup>。

そうだとすれば、オプション価格理論を用いて、保険事故発生前の保険金請求権を評価することができないかということが考えられる。この点に関して、近時、生命保険会計への時価会計の導入という問題において、保険契約債務の評価も議論されていることが注目される。もちろん会計における保険契約債務の評価と遺留分減殺などの対象額を判断する際の保険金請求権の評価はまったく局面を異にするのであり<sup>30)</sup>、生命保険会計でオプション価格理論が採用されたとしても、そのことから直ちに遺留分減殺等の対象額の問題において同じ評価方法を導入すべきであるということとはできない。ここでは単純に、保険金請求権の評価にオプション価格理論を使うことがありえるかという点との関連で、会計における議論に注目しているにすぎない。

生命保険会計における保険契約債務の評価に関して、そもそも時価会計を用いることが適切かどうかという点で議論があるが<sup>31)</sup>、ここでは上記の観点から、時価会計を肯定する場合にどのような評価方法が議論されているかに注目する。ここでオプション価格理論の利用可能性が議論されている。

すなわち、保険負債を公正価値（資産もしくは負債が取引知識のある当事者間取引において独立した第三者間取引条件で自発的に資産が交換されまたは負債が購入もしくは売却されるであろう金額）で評価するという観点から、完全競争市場が成立している状態<sup>32)</sup>においては市場価格が公正価値となるが、不完全競争市場では、オプション価格理論などにより算出された価格が公正価値になるとされる<sup>33)</sup>。

保険負債の完全競争市場は存在しないので、公正価値を求めるには

オプション価格理論などを利用して価格を算定することが必要になる<sup>34)</sup>。オプション価格理論によると、保険負債の市場価格は「その保険負債を複製する複数の資産の合計額」として、一物一価の法則の下に理論的に算定される<sup>35)</sup>。単純に言えば、将来のキャッシュフローを予測することと、種々のリスクを考慮した割引率により現在価値を計算することによる<sup>36)</sup>。このような負債の現在価値を評価する経済的評価モデルにも種々のものが存在するようであり、それらのモデルの妥当性についての議論もみられる<sup>37)</sup>。

しかし、保険負債をこのような方法で直接に評価するモデルは非常に複雑であると指摘されている。たとえば、将来キャッシュフローの予測においては、死亡率、解約率<sup>38)</sup>、事業費、将来の配当政策、金利水準などの様々な要素を予測しなければならず、割引率の決定においては、評価者の判断が多分に入ることになるとの指摘がある<sup>39)</sup>。また、保険負債の評価において考慮すべきリスクは、死亡率、罹病率などのアクチュアリアル・リスク、市中金利リスク、インフレ・リスクなどの市場リスク、規制・税制の変化等による非市場リスクがあるが、特に非市場リスクを定量的に評価することは困難であるとの指摘もある<sup>40)</sup>。

さらに、保険負債は、株式オプションのように単純ではないので、保険キャッシュフローを複製するポートフォリオを作成することは困難であるとされる<sup>41)</sup>。また、通常のオプション価格理論は無裁定の仮定を用いるが、保険では無裁定の仮定は使えないとの指摘もある<sup>42)</sup>。

一般的に、このようなモデルを用いることの問題として大きなものは、このような計算を実際に行うことの技術的な困難性と実行した場合のコスト、このようなモデルによる測定値の信頼性のようである<sup>43)</sup>。このことから、会計の場面では、保険負債の現在価値での評価を肯定

する場合にも、保険債務の価値を直接評価するのではなく、間接的に保険債務を評価するという方法も示されている<sup>44)</sup>。

このように会計においては、一方で保険負債を公正価値で評価すべきという主張もあるが、他方、そのような評価方法の導入については強い批判もある。ここでは、保険債務の現在価値を直接に評価する方法を遺留分減殺等の対象額の算定において用いることができるかが問題である。筆者には個々の経済的評価モデルの適否について検討する能力はないが、このようなモデルを用いることについて、上記の問題点に即して、ごく簡単に考察する。

技術的な困難性、コストについては、保険会社でも、このようなモデルの導入が困難であるとすれば<sup>45)</sup>、遺留分減殺等の対象額の算定という問題で、あえてこのようなモデルを導入することの必要性は低くなる。もっとも、保険会計でこのような評価方法が利用されているような状態になるとすれば、導入することは可能であろう。そのような状況であれば、たとえば、遺留分減殺においては、条件付権利の評価については、鑑定人によって価格を定めるとされているが（民1029条2項）、そのような形で利用することはありうる。

次に、保険負債のオプション価格理論による評価については、上記のように、オプション価格理論で用いられる仮定の適用、入手可能性につき問題があるとの指摘があり、仮にオプション価格理論で評価したとしても、その数値の信頼性に疑問があるという見解もある。そもそも、たとえば新株予約権の評価においても、評価は不可能である<sup>46)</sup>、あるいはオプション価格理論による評価は信頼できないなどの議論もありうる<sup>47)</sup>、保険負債は株式のオプションよりも非常に複雑であり、仮定の妥当性にも問題があるとすれば、数値の信頼性について疑問があるとされるのも当然のように見える。ここでは保険負債をオ

プション価格理論を用いて評価することの妥当性については直接は立ち入らないが、数値の信頼性に疑問があるということのもつ意味を考えてみることにする。

会計においては数値の信頼性に疑問があることは、算出された数値が、その信頼性に対する疑問の性質から会計の目的と適合しない場合には、大きな問題となる。ここでの問題は遺留分減殺等の対象額の算定であるから、この問題に即して数値の信頼性に対する疑問があることを考える必要がある。前節でみたように、遺留分減殺等の対象額においては、理論的には保険金請求権の正確な価値が問題となるとしても、実質的な問題は保険金請求権の正確な価値の把握というよりは、相続人間の公平というような観点から、遺留分減殺等の対象額を適切なものにするということである。そうであるとすれば、相続人間の公平などの目的に適う結果が導き出されるのであれば、オプション価格理論による数値は上記のように様々な仮定に基づいて算出された数値であり、現実性に問題があるとしても、適切な理論モデルに基づいた評価といえるのであれば、オプション価格理論を用いることも許容されるのではないだろうか。問題は、評価の正確性というよりは、遺留分減殺などの対象額の算定という局面における実質的問題の解決のための手段として、保険金請求権のオプション価格理論に依拠することの妥当性である。

ここで前述のように、遺留分減殺等の対象額の問題が、一方では生命保険の生活保障としての性質、被相続人の意思から相続法の規律を及ぼすべきではないことが指摘され、他方では生命保険の額の大きさ、（生活保障と区別する意味での）財産的性質の増大から、相続人間の公平のために相続法の規律を及ぼすべきことが指摘されることとの調整の問題であるとすれば、保険金請求権の評価につきオプション価

格理論を用いることは、これらとまったく関係のない方法を導入することであるから、妥当ではないように思われる。

したがって、立法論としてみるのであれば、直接に相続人間等の公平のような観点に基づいた算定方法を検討することが素直な考え方であろう。もっとも、相続人間の公平のような観点に基づく算定方法という考え方は、抽象的には適切なようにみえるが、具体的な方法を考案するというレベルでは非常に困難であるように思われる。このような算定方法の考案を検討すること自体は否定されるべきことではないとしても、こちらの方法もかなりの困難を伴うことが予想される。

そこで、代替的な方法として、オプション価格理論の利用が考えられる。相続人間の公平のような視点から直接に遺留分減殺等の対象額の算定方法を設定することが困難であるとすれば、私見のような立場からは法律論としては対価関係に依拠した処理をするしかない。対価関係自体の解釈も考えられる方法の1つであるが、対価関係を保険金請求権の処分としたうえで、保険金請求権の評価で操作することも1つの方法である。評価時点を相続開始時とし、死亡保険金の額が対象になるという結論が受け入れがたいものであるならば、そのような結論を回避するという点で、評価時点を変え、その時点における現在価値で評価するという方法の導入もありうる。また、保険金請求権の現在価値の評価というモデルでは、有配当保険かどうか、変額保険かどうかで算定において具体的に考慮される要素が異なってくることもありうる<sup>48)</sup>。生活保障的性質と相続人間の公平の調整という観点からすれば、これらのことを考慮することも考えられる<sup>49)</sup>。

このように実質的な配慮からしてもオプション価格理論を用いることが抽象的にはありうるとしても、具体的にもっとも重要なのは、結局は、オプション価格理論によって導かれる数値の妥当性である。修

正保険金額説が多く支持を集めるのも、端的にいえば、保険金額説や保険料説に比べれば数値が中庸となるからであろう。その点で、最大の問題点は具体的に導かれる数値である。その点の検討は他日を期したい。ここでは、オプション価格理論を用いることは、対価関係に基づく処理という観点からも一定の合理性をもつ解決である<sup>50)</sup>ということとどまる。

注27) もっとも、修正保険金学説の結論が妥当かということには疑問も示されている。山下・前掲注(8)96頁。

28) 条件付権利とは正確な表現ではない。大森忠夫「被保険者の保険事故招致」同『保険契約の法的構造』(有斐閣、1952年)195頁、219頁参照。

29) 山下友信ほか『保険法(第2版)』(有斐閣、2004年)9頁(洲崎博史執筆)、高尾厚「保険市場とオプション市場との対応関係」同『保険とオプション』(千倉書房、1998年)25頁、42頁。

30) 生命保険会計の目的として、次のことがあげられる。①生命保険会社のソルベンシーの維持を通じた保険契約者の保護。②配当可能利益の算定、契約者配当可能利益の公平かつ衡平な分配の確保。③適切な生命保険会社の財務状況等の開示。宇野典明「生命保険監督会計における貸借対照表のあり方」生保財務会計研究会報告書『生命保険会社と時価会計』(生命保険文化研究所、1999年)11頁、12頁、弥永真生「生命保険会計」倉沢・前掲注(23)『新版 生命保険の法律問題』26頁。なお、③は投資家の意思決定に有用な情報を提供し、証券市場における取引を効率的に行うことが目的であり、①のような契約者保護を目的とする会計とは別個になされるべきという主張もある。須田一幸「生命保険会計制度の行方」JICPAジャーナル553号(2001年)36頁、42頁。また、橋英一・藤田裕一「国際会計基準委員会(IASC)『保険に関する会計』プロジェクトの現状」JICPAジャーナル549号(2001年)60頁、62頁。

そもそも保険契約の評価は保険事業の評価としては適切ではないとの指摘もある。久保英也「生命保険会計の今後の方向」生命保険論集147号(2004年)63頁、74頁。

31) 否定的なものとして、たとえば、宇野典明「生命保険監督会計における負債公正価値評価のパラドックス」生保財務会計研究会報告書『生命



## 生命保険金請求権の評価—遺留分減殺・特別受益の持戻しに即して

保険会社と時価会計2』(生命保険文化研究所、2000年)14頁、24頁。  
肯定的なものとして、たとえば、弥永真生「負債の時価評価と保険会社・  
保険債務」同書1頁、9頁以下。

- 32) 市場にかかる完全な情報と知識を有する供給者・需要者の数が十分多く、自由な参入・退出が可能な市場において、個々の市場参加者は市場全体への影響力が小さく、まったく同質の財サービスを取引する状態。  
久保・前掲注(30)72頁。
- 33) 久保・前掲注(30)72頁、岩崎宏介「米国の生保会計と時価主義」生保財務会計研究会報告書・前掲注(30)『生命保険会社と時価会計』77頁、88頁。なお、江澤雅彦「わが国生命保険会社における時価会計制度」生命保険論集139号(2002年)59頁、72頁。
- 34) 岩崎・前掲注(33)88頁、橋=藤田・前掲注(30)64頁、久保・前掲注(30)80頁。
- 35) 岩崎・前掲注(33)88頁。
- 36) 岩崎・前掲注(33)88頁。久保・前掲注(30)73頁。
- 37) 岩崎・前掲注(33)92頁。
- 38) 解約権との関係につき、江澤・前掲注(33)73頁以下。また、渡部仁「保険の時価会計の議論とその問題点」証券アナリストジャーナル2002年10月号47頁、54頁。
- 39) 岩崎・前掲注(33)88頁、江澤・前掲注(33)78頁、久保・前掲注(30)84頁。
- 40) 岩崎・前掲注(33)92頁。
- 41) 岩崎・前掲注(33)88頁、久保・前掲注(30)85頁。
- 42) 久保・前掲注(30)85頁。保険数理による価格づけとオプション価格理論のような金融工学による価格づけの最大の違いは効率的な市場が存在するか否かであるとの指摘がある。土方薫『総解説保険デリバティブ』(日本経済新聞社、2001年)186頁。他方、保険負債の評価に利用できるとの見解もある。岩崎・前掲注(33)91頁以下。
- 43) 岩崎・前掲注(33)94頁、弥永・前掲注(31)9頁、久保・前掲注(30)80頁以下、95頁、98頁。
- 44) たとえば、企業買収において、対象企業の評価として、将来の期待利益を適切なリスク調整後利率で現在価値に割り引いた価値(アプレイザル・バリュウ)が用いられることがある。このアプレイザル・バリュウを用いて、負債の公正価格を、資産の公正価格からアプレイザル・バリュウを控除したものとして求める方法がある。岩崎・前掲注(32)89頁。

## 生命保険金請求権の評価—遺留分減殺・特別受益の持戻しに即して

- 45) 岩崎・前掲注(33)94頁、95頁参照。
- 46) 転換社債、新株引受権付社債につき、上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編『新版注釈会社法(11)』(有斐閣、1989年)41頁、152頁(鴻常夫執筆)。
- 47) このような議論につき、仮屋広郷「新株予約権・新株予約権付社債」ジュリ1220号(2002年)25頁、29頁参照。
- 48) 橋＝藤田・前掲注(30)62頁。
- 49) 対価関係の理解として、死亡保障だけの定期保険契約では債務引受型の保険料支出であるが、貯蓄部分の大きな保険契約では貯蓄保険料部分は債権譲渡型であり、危険保険料部分は債務引受型として、保険の種類により異なった扱いをする説もある。藤田・前掲注(9)1060頁、1063頁。なお、西原諄「相続に関する若干の疑問」岡山大学法学会編『世紀転換紀の法と政治』(有斐閣、2001年)147頁、164頁、166頁、同「共同相続人に対する贈与・遺贈と遺留分減殺請求」久貴忠彦編『遺言と遺留分 第2巻』(日本評論社、2003年)139頁、149頁。  
保険の種類により区別することに反対するものとして、山下・前掲注(8)95頁。私見も解釈論としては反対である。山本・前掲注(4)4頁。
- 50) 前述のように、評価時点を操作する必要があるという問題は残る。

### [追記]

本稿は、(財)生命保険文化センターによる研究助成による調査研究成果の一部である。